

くらしの安心情報

情報ファイル NO.241

令和4年8月10日

電話勧誘で海産物の購入を強引に勧められました。了承してしまいました。クーリング・オフできますか…。

相談内容

【相談者 60代 女性】

昨日、県外の海産物業者から電話があり、「以前購入した方に電話をしている」と言われ、海産物の購入(2万円)を勧められました。以前に購入した覚えはありませんでしたが、業者は非常に強引で「購入する」と言うまで電話を切らせてもらえず仕方なく了承してしまいました。クーリング・オフできるでしょうか…。

対処方法

この相談のように、海産物を「買ってもらわないと困る」「以前購入してもらったことがある」など強引な勧誘や、「新型コロナウイルスの影響で収入が減り困っている」など消費者の親切心や同情心につけ込む電話勧誘の相談が寄せられています。また、電話勧誘を受けた際に購入を断っても、後日商品が届くケースもあります。

- 相談者には、業者からの電話勧誘を受けて契約した場合は、クーリング・オフ()ができるので、書面やメール等で通知するよう助言しました。
海産物の購入を承諾していないにもかかわらず、一方的に送付された場合は、業者名や所在地をメモするなどして業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。
- 海産物を購入するよう迫られても、勧誘が強引、話の内容に覚えがない、必要以上に情に訴えてくる等、少しでも不審な点があれば、きっぱりと断りましょう。
- 不審に思ったり、万一トラブルになった場合は、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや!)」)
()電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受取ってから8日間以内であれば、無条件で契約解除できます。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890